

〔資料〕

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注（五）

佐 立 治 人

目 次

はじめに

序 文 篇（以上、五十九卷一号、六十六卷二号、六十七

卷二号）

本 文 篇

まえおき

第一章 経典大訓

第一節 「書経」舜典の刑罰体系

第二節 朱子の解釈（以上、前号）

第三節 朱子の刑罰論

第四節 「象」について

第五節 「欽恤」について（以上、本号）

第三節 朱子の刑罰論

岩村藩刊本の第四丁裏第十行から第九丁表第五行までを第三

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注（五）

節とする。この部分は、第一節・第二節とした抜書きに連続する、『書経大全』巻一からの抜書きである。そして、『書経大全』のその部分の文章は、朱子の「舜典象刑説」（『晦庵集』巻六十七所収）全文の丸写しである。

〔和訳〕

聖人の心がまだ外物を感じないうちは、心の本体は広大で虚明であり、ほんのわずかのかたよりも全く無い。いわゆる「天下の大本」（『礼記』中庸に「喜怒哀楽之未發、謂之中。（中略）中也者、天下之大本也。」とある。）という存在である。聖人の心が外物を感じるに至ると、喜怒哀楽の作用がそれぞれ感覚に応じて生まれる。節度に合わない作用は一つも無い。いわゆる

「天下の達道」(『礼記』中庸に「喜怒哀楽之(中略)発而皆中節、謂之和。(中略)和也者、天下之達道也。」とある。)という状態である。つまり、心の本体について言えば、鏡にまだ何も映っていないようなもので、虚明なだけである。衡はかりにまだ何も載っていないようなもので、水平なだけである。心の作用について言えば、聖人の心はこの上なく虚明であるから、美しいものも醜いものもその実像から逃れることができない。聖人の心はこの上なく水平であるから、軽いものも重いものもその実状からはずれることができない。これが、聖人の心がかたよ

りなく、節度に合っていて、天地の位置が定まり、万物が生育する理由である(原文。此所以致其中和、而天地位、万物育。『礼記』中庸に「致中和、天地位焉、万物育焉。」とある。)。いくら天下が大きいと言っても、吾が心(聖人の心)の造化(すべてがおさまるべき所におさまること)の働きのなかであつて、その外には出ないのである。以上のことから論じるならば、聖人が天下の人々に対して、賞を与えたり刑で脅したりするた

めの手段には、皆それぞれ存在理由があることがわかる。だから、『尚書』舜典が「敷奏するに言を以てし、明試するに功を以てし、車服は庸を以てす。(意見を述べる言葉を進上させ、

その意見を実行すれば効果があるかどうかを試し、効果があれば賞として車服を与える。)」と論じている文や、かの「刑を制し辟を明らかにす。」「(『礼記』王制に「司寇、正刑明辟、以聽獄訟。」とある。)という文の意味を皆、説明することができるのである。

とは言うものの、喜んで賞を与える行いは陽である。聖人が望むところである。怒って刑を科する行いは陰である。聖人が嫌がる場所である。そのため、聖人の心がこの上なく虚明で、この上なく水平であり、かたよりが無いと言っても、この賞刑二者それぞれを行う態度には、少しの違いも無いというわけにはいかない。ゆえに、『尚書』大禹謨に「罪の疑わしきは惟たゞれ軽くし、功の疑わしきは惟たゞれ重くす。」と述べられている。これは聖人の真意である。けれども、聖人が賞刑を実行するに当たっては、賞を与えることを好むとは言っても、戦功の無い將兵に賞を与えることはできない。刑を科することを嫌うとは言っても、罪が有る人を敢えて見逃がすことはしない。だから、功罪が有るとか無いとかの事実が、もし明白で疑いないのであれば、賞刑を軽くしたり重くしたりしたいと思っても、それはできないのである。これこそ聖人の心がいまだかつて虚明でな

かたたり水平でなかつたりしたことがなく、天下の大本が立ち、天下の達道が行われる、ということであつて、まことに聖人の心のあるがままの姿なのである。ゆえに、聖人が賞を行うに当たつては、必ず対象者の言葉を吟味し、その功績を審査して、しかる後に車服の賞を与えるのである。

一方、聖人が刑を行うに当たつては、必ず「象すに典刑を以てす。」と言ふのであるが、それは、刑の有り様を画いて、人々に墨・劓・剕・宮・大辟の五等の刑を示す、ということである。これらの刑は法定の肉刑である。聖人が「流もて五刑を宥す。」と言つているのは、罪人を遠方に追放することによつて、これらの肉刑に当たる罪を犯したけれども情状が軽い人に、肉刑を科するのを免除する、ということである。聖人が「鞭もて官刑を作し、扑もて教刑を作す。」と言つているのは、官府及び学校で行う刑であつて、罪が小さく、五刑に当たらないときに用いる刑である。聖人が「金もて贖刑を作す。」と言つているのは、罪人をして黄金を納めさせて、その罪を免れさせる、ということである。この鞭扑の刑を犯したけれども、情状がさらに軽いときに、刑を贖う方法である。この五刑・流・鞭・扑・贖刑の五者は、法定の刑である。

聖人が「管災なれば肆赦す。」と言つているのは、運悪く罪に触れた者は、罪を赦して釈放する、という意味である。聖人が「怙終すれば賊刑す。」と言つているのは、何かを恃みにして行いを改めない者は、死刑か肉刑かを科する、という意味である。この二つの言葉は法律解釈の基準(原文。法外之意)であつて、現在の名例律(刑法総則)のようなものである。聖人が「欽まんなかな、惟だ刑を之れ恤えんなかな。」と言つているのは、この言葉は、刑を慎重に用いる聖人の心を表している。聖人は、「そもそも死刑になつた者は生き返ることができず、肉刑を受けた者は体を元通りにすることができない」(『漢書』刑法志)ことをあわれんで、犯罪事実を審らかに調べなかつたり、罪に正しく当たるように刑を用いなかつたりするのをひたすら心配した。また、犯罪事実が確定したときでも、それでもなお必ず、罪人が道徳を教えられず知らなかつたせいで、罪を犯して刑を受ける結果になつたことをあわれんだのである。

ああ、聖人のこの教語をよく読めば、聖人が刑を定めた時の意思を理解することができる。そして、軽い刑を科したり重い刑を科したり、刑を科したり科さなかつたりする時の聖人の心

もよくわかるのである。罪が重い者は、死刑になったり肉刑を科されたりして少しもゆるされないことがあるけれども、彼がこのような結果になった原因に遡ると、彼が被害者に加えた仕打ちもまた必ず当時このように残酷であったのである。だから聖人は、残酷な仕打ちを受けた人が恨みを抱き、苦痛を感じていることに平気でいられずに、罪人に死刑や肉刑を科して、被害者のために報復するのである。大変残酷であるように見えるけれども、受刑者が過去に犯した罪の内容を見て言えば、まさしくふさわしい結果であると言うことができる。聖人が、人の不幸に平気ではいられない心を持ち、刑を大変慎重に用いるとは言っても、それでも赦すことができないのである。

一方、罪人のうち、情状の軽い者に対しては、聖人はここでようやく、人の不幸に平気でいられず、刑を慎重に用いる気持ちに従って刑を行うことができるので、五刑を科するのを免除することがある。けれども、それでも必ずその罪人を遠方に追放して、辺境に住む魔物の来襲を防がせるのである（原文。投之遠方、以禦魑魅。『春秋左氏伝』文公十八年条に「投諸四裔、以禦螭魅。」とある。）。つまり、この類の者が犯した罪は、人を殺傷する罪でなければ、姦通罪であったり盗罪であったりし

て、情状が軽いと言っても、罪そのものはまことに重い。もし、五刑を科するのを免除した上で、さらにまた郷里に帰って、再び平民として暮らすことを許すならば、かの被害者の未亡人や遺児は、一体どのような顔をして、加害者に会えばよいのであろうか。しかも、この幸いに五刑を免除された人は、髪も皮膚も肢体も全く傷つけられることなく、さらには彼のこれまでの悪行をやり通すことができ、後悔しないのである。これが、聖人が必ず「流して以て之れを宥す。」<sup>ゆる</sup>と言い、そしてまた「舜典」に「五流、宅有り。五宅は三居す。」（第六節参照。）という文が有る理由である。かの鞭扑の刑について言えば、最も軽い刑ではあるけれども、情状が軽い者はやはり必ず、黄金を納めて刑を贖うことを許すのであって、たやすく実刑を科するに忍びないのである。これもまた仁（思いやり）である。

そして、流刑は、それを用いて専ら肉刑を免除するのであって、鞭扑の刑には関わらない。贖刑は、それを用いて専ら鞭扑の刑を贖うのであって、肉刑には関わらない。このように、流刑と贖刑との軽重の違いは明らかなのである。過誤が原因で罪を犯した者は必ず赦し、故意に罪を犯した者には必ず刑を科する、という法（「舜典」の「眚災肆赦、怙終賊刑。」の文を指

す。〕について言えば、この法は、五刑・流刑・鞭刑・扑刑・贖刑の五者を科するか科さないかを判断する基準である。「欽まんな、欽まんな、惟だ刑を之れ恤えんかな。」という精神は、「舜典」の「象すに典刑を以てす。」から「怙終すれば賊刑す。」までの七つの言葉を常に貫いている。これらが聖人が刑を定めて明らかにした時の意思である。ゆえに聖人は、人を死刑に処するに至ることがあるけれども、何度も事実の裏表を確認して、この上なく精密な妙技で刑を用いるのであり、一つの判断は皆、広大で虚明な心の中から流れ出るものであって、小手先の知恵によって思いつくものではないのである。

ところで、ある人が論じて言うには（鄭伯熊『鄭敷文書説』「象以典刑流宥五刑」の項）、上古には、刑罰としてはただ肉刑だけが存在した。舜が流刑を作り、贖刑を作り、鞭刑を作り、扑刑を作ったのは、民が斬戮の刑を受けるのを見るに忍びなかつたからであつて、舜がはじめて軽い刑を作つたのである、という。もしそうであるならば、堯及びそれより前の聖王たちは、鞭扑の刑に当たる罪を犯した者に対しても、必ず墨刑や劓刑を科して、一方、舜の心はそれとは逆に、人を殺傷し、姦淫し、強盜する凶賊が肉刑を受けることに平気でいられず、

かえつて、殺され、傷つけられ、侵犯された良民の無念が晴らされないことに平気でいられた、ということになる。聖人の心がそのように残忍で偏つていて、正しさを失っている、というはずがないことは言うまでもない。

また、ある人は、周の穆王が五刑をすべて贖うことができるようにしたのは（第一節参照）、舜の旧法にもどることができた制度である、と言っているが、この意見は、舜の贖刑がもともと五刑を贖うものではなかつたことが全くわかつていない。また、穆王の贖法も、必ず罪が疑わしいときにだけ刑を贖う制度であることがわかつていないのである。前漢の宣帝（在位前七四―前四九）の時代でさえ、京兆尹の張敞が、西方の羌族を討伐する戦争で、兵隊の食糧が続かないので、穀物を納めて罪を贖う法を作ることを建議したのであるが、はじめから殺人罪及び盜罪を贖うことは含んでいなかったのである。しかも、蕭望之らは、そのような贖法に対してさえ、「このような贖法が実施されれば、富む者は生きることができ、貧しい人だけが死ぬことになる。民が義を捨てて利を求めめる傾向を助長して、民の道徳心を傷うに違いない。」（『漢書』卷七十八、蕭望之伝）と述べて、その実施に反対したのである。ましてや、夏・殷・

周三代という隆盛時代に、五刑をすべて贖うことがよいことであると思われていた、と考えることができようか。

ああ、世が衰え、学問が絶え、知識人(原文。士。)も真の道徳を知らない。そのため、極めて優れた素質を持っている人であっても、一方に偏った見方をする失敗を免れない。聖人の公平で正大な心については理解していない点がありながら、自分が勝手に思い込んだ偏見を熱心に飾って、美談とは考えられない記事を美談と誤解することだけを知っている。このような人が多いのである。一々反論するのも面倒なほどである。かの

穆王の贖刑について言えば、私の推測では、ほとんど必ず、穆王の巡遊の度が過ぎて、国庫が乏しくなり、人民が疲労したので、その治世の末年にはどうしようもなくなってしまう、そこで仕方なく、贖刑という一時的でその場しのぎの方法を採用して、国庫を豊かにして、さらには、刑を軽くするという目的をこじつけて、道理に背いて名誉を求めた、ということであったに違いない。孔子が穆王の贖刑の記事を捨てずに『尚書』の中に残したのは、おそらくは読む人に戒めを示すためであろう。なお、「程子策試」にも、国庫が乏しくないようにして、農民が苦しまないようにするにはどうすればよいか、という問題が

出されている。そこに程子の考えを見ることが出来る。(『河南程氏文集』巻二、明道先生文二、南廟試策五道、第四道に「問う。今、天下、費、ますます広く、財、ますます匱しく、食、冗を加え、農、困を加う。(中略)今、財をして匱無からしめ、農をして困無からしめ、(中略)以て斯民の残を拯わんと欲す。敢えて問う、何の策を之れ先と為さんか。」とあり、この問題に対する答えの一つとして、「無用の供」の源を絶ち、その数を減らすことが挙げられている。『二程集』(中華書局)上、四六九頁から七〇頁。)

また、ある人は、四凶(共工・驩兜・三苗・鯀。『書経』舜典。第一節を参照。)の罪は少正卯(『史記』卷四十七、孔子世家に「定公十四年、孔子、年五十六、大司寇より相事を行撰す。(中略)是に於いて魯の大夫の、政を乱す者なる少正卯を誅す。」と記されている。)よりも軽くはない。それなのに舜は四凶を誅殺しないで流刑に処した。これは舜の時代に刑が軽かった証拠である、と言っている。しかし、そのようなことを言う人は、共工と驩兜とは徒党を組んだのであり(原文。朋党。『書経』堯典の孔穎達の疏に「驩兜は則ち志、公に在らず、私ひそかに相い朋党し、共工は行いは其の言に背き、心は貌さまに反く。

其の罪並びに深し。」と述べられている。)、鯀は九年経つても治水の功が成らなかつたのであつて(『書経』堯典)、彼らの罪はもともと死刑には至らないことが全くわかつていないのである。三苗は諸侯の国々の境界を定めた王命に従わなかつたので(『春秋左氏伝』昭公元年三月条)、誅殺してかまわないようであるけれども、三苗のような蛮夷の国の人(「三苗」は国の名。)に対しては、聖人ははじめから、乱暴で落ち着きがなく気まぐれな存在として扱つていたので、たとえ命令に従わなくとも叛臣とはみなさず、とりあえず遠方に追放したのである。この処分はまさによろしきを得たものであつた。ことさらに流刑を科して、三苗に対する刑を軽くしたのではないのである。少正卯の事について言えば、私は常々ひそかにこれを疑つてゐる。なぜなら、『論語』に載つておらず、『子思』(子思は孔子の孫。名は伋。字が子思。)にも『孟子』にも語られていない。『春秋左氏伝』の誤つたり食い違つたりしている魯国内外の記事の中にさえも、やはり述べられていないからである。ところが荀況だけが少正卯の事を語つている(『荀子』宥坐篇に「孔子、魯の撰相となる。朝すること七日にして少正卯を誅す。」と記されている)。これは必ず斉や魯の頑固な儒者が、聖人で

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注(五)

ある孔子が官職を失つたことに憤つて、このような説を作つて孔子の權威を誇つたのであろう。私としてはどうして軽々しくその言葉を信じて、考証もそこそこに、事実であると決定することができようか。とりあえずこのことを併せ記して、将来の研究を待つ。

#### 【原文】

聖人之心、未感於物、其体广大而虚明、絶無毫髮偏(偏)はもと「偏」に作る。『書経大全』卷一及び『晦庵集』卷六十に從つて改めた。)倚。所謂天下之大本者也。及其感於物也、則喜怒哀樂之用、各隨所感而応之、無一不中節者。所謂天下之達道也。蓋自本体而言、如鏡之未有所照、則虚而已矣。如衡之未有所加、則平而已矣。至語其用、則以其至虚、而好醜無所遁其形。以其至平、而轻重不能違其則。此所以致其中和、而天地位、万物育。雖以天下之大、而不外乎吾心造化之中也。以此而論、則知聖人之於天下、其所以慶賞威刑之具者、莫不各有所由而舜典所論、敷奏以言、明試以功、車服以庸、与夫制刑明辟之意、皆可得而言矣。

雖然、喜而賞者陽也。聖人之所欲也。怒而刑者陰也。聖人之

所患也。是以、聖人之心、雖曰至虛至平、無所偏倚、而於此二者之間、其所以処之、亦不能無少不同者。故其言又曰、罪疑惟輕、功疑惟重。此則聖人之微意。然其行之也、雖曰好賞、而不能賞無功之士。雖曰惡刑、而不敢縱有罪之人。而功罪之實、苟已曉然而無疑、則雖欲輕之重之、而不可得。是又未嘗不虛不平、而大本之立、達道之行、固自若也。故其賞也、必察其言、審其功、而後加以車服之賜。

其刑也、必曰象以典刑者、画像而示民以墨劓剝宮大辟五等。肉刑之常法也。其曰流宥五刑者、放之於遠。所以寬夫犯此肉刑而情輕之人也。其曰鞭作官刑、扑作教刑者、官府學校之刑。所以馭夫罪之小而未麗乎五刑者也。其曰金作贖刑者、使之入金、而免其罪。所以贖夫犯此鞭扑之刑而情之又輕者也。此五者、刑之法也。

其曰眚災肆赦者、言不幸而觸罪者、則肆而赦之。其曰怙終賊刑者、言有恃而不改者、則賊而刑之。此二者、法外之意、猶今律令之名例也。其曰欽哉欽哉、惟刑之恤哉者、此則聖人畏刑之心。閔夫死者之不可復生、刑〔書經大全〕卷一は「刑」を「錮（絶）」に作る。「晦庵集」卷六十七は「刑」に作る。者之不可復続、惟恐察之有不審、施之有不当。又雖已得其情、而

猶必矜其不教無知而抵冒至此也。

鳴（もと「鳥」に作る。「書經大全」卷一及び「晦庵集」卷六十七に從つて改めた。）呼、詳此數言、則聖人制刑之意可見、而其於輕重淺深出入取舍之際、亦已審矣。雖其重者、或至於誅斬斷割、而不少貸、然本其所以至此、則其所以施於人者、亦必嘗有如是之酷矣。是以、聖人不忍其被酷者啣冤負痛、而為是以報之。雖若甚慘、而語其實、則為適得其宜。雖以不忍之心、畏刑之甚、而不得赦也。

惟其情之輕者、聖人於此乃得以施其不忍畏刑之意、而有以宥之。然亦必投之遠方、以禦魑魅。蓋以此等所犯、非殺傷人、則亦或淫或盜。其情雖輕、而罪實重。若使既免於刑、而又得使還鄉、復為平民、則彼之被其害者寡妻孤子、將何面目以見之。而此幸免之人、髮膚肢体、了無所傷、又將得以遂其前日之惡、而不悔。此所以必曰流以宥之、而又有五流有宅、五宅三居之文也。若夫鞭扑之刑、則雖刑之至小、而情之輕者、亦必許其入金以贖、而不忍輒以真刑加之。是亦仁矣。

然而流專以宥肉刑、而不下及於鞭扑。贖專以待鞭扑、而不上及於肉刑。則其輕重之間、又未嘗不致詳也。至於過誤必赦、故犯必誅之法、則又權衡乎五者之內。欽哉欽哉、惟刑之恤之旨、



則常通貫（「通貫」を『書經大全』卷一は「貫通」に作る。『晦庵集』卷六十七は「通貫」に作る。）乎七者之中。此聖人制刑明辟之意。所以雖或至於殺人、而其反覆表裏、至精至密之妙、一一皆從廣大虛明心中流出、而非私智之所為也。

而或者之論乃謂、上古惟有肉刑。舜之為流為贖為鞭為扑、乃不忍民之斬戮、而始為輕刑者。則是自堯以上、雖犯鞭扑之刑者、亦必使從墨劓之坐、而舜之心、乃不忍於殺傷淫盜之凶賊、而反忍於見殺見傷為所侵犯之良民也。聖人之心、其不如是之殘忍偏倚而失其正、亦已明矣。

又謂、周之穆王、五刑皆贖、為能復舜之旧者、則固不察乎舜之贖、初不上及五刑、又不察乎穆王之法、亦必疑而後贖也。且以漢宣之世、張敞以討羌之役、兵食不繼、建為人殺贖罪之法、初亦未嘗及夫殺人及盜之品也。而蕭望之等、猶以為如此則富者得生、貧者独死。恐開利路、以傷治化。曾謂三代之隆、而以是為得哉。

嗚呼、世衰學絕、士不聞道。是以、雖有粹美之資、而不免一偏之弊。其於聖人公平正大之心、有所不識、而徒知切切焉、飾其偏見之私、以為美談。若此多矣。可勝辨哉。若夫穆王之事、以予料之、殆必由其巡遊無度、財匱民勞、至其末年、無以為計、

乃特為此一切權宜之術、以自豐、而又托（『書經大全』卷一は「托」を「託」に作る。『晦庵集』卷六十七は「托」に作る。）於輕刑之說、以違道而干譽耳。夫子存之、蓋以示戒。而程子策試、尚發問焉。其意亦可見矣。

或者又謂、四凶之罪、不輕於少正卯。舜乃不誅而流之。以為輕刑之驗。殊不知、共兇朋党、鯨功不就、其罪本不至死。三苗拒命、雖若可誅、而蠻夷之國、聖人本以荒忽不常待之。雖有負犯、不為畔（『書經大全』卷一は「畔」を「叛」に作る。『晦庵集』卷六十七は「畔」に作る。）臣、則姑竄之遠方。亦正得其宜耳。非故為是以輕之也。若少正卯之事、則予嘗竊（「竊」はもと「切」に作る。『書經大全』卷一及び『晦庵集』卷六十七に從つて改めた。）疑之。蓋論語所不載、子思孟子所不言。雖以左氏春秋内外伝之誤且駁、而猶不道也。乃独苟況言之。是必齊魯陋儒、憤聖人之失職、故為此說、以夸其權。吾又安敢輕信其言、遽稽以為決乎。聊并記之、以俟來者。（以上、第四丁裏第十行から第九丁表第五行。）

#### 【訓詁】

聖人の心、未だ物を感じざれば、其の体は廣大にして虚明、

絶えて毫髮の偏倚無し。いわゆる天下の大本なる者なり。其の、物を感ずるに及ぶや、則ち喜怒哀楽の用、各々感ずるところに隨いて之れに応ず。一つも節に中たらざる者無し。いわゆる天下の達道なり。蓋し本体よりして言え、鏡の未だ照らすところ有らざるが如し。則ち虚なるのみ。衡の未だ加うるところ有らざるが如し。則ち平なるのみ。其の用を語るに至りては、則ち其の至虚を以て、好醜、其の形を遁がるるところ無し。其の至平を以て、軽重、其の則に違う能わず。此れ、其の中和を致して天地、位し、万物の育する所以なり。天下の大を以てすと雖も、吾心の造化の中に外ならざるなり。此れを以て論ずれば、則ち聖人の、天下に於ける、其の、慶賞威刑する所以の具は、各々由るところ有らざる莫きを知る。而れば舜典の論ずるところの、敷奏するに言を以てし、明試するに功を以てし、車服は庸を以てすると、夫の、刑を制し辟を明らかにするの意とは皆得て言う可し。

然りと雖も、喜びて賞する者は陽なり。聖人の欲するところなり。怒りて刑する者は陰なり。聖人の惡むところなり。是を以て聖人の心は、至虚至平にして偏倚するところ無しと曰うと雖も、此の二者の間に於いて、其の、之れに処する所以も亦た、

少しく同じからざる者無き能わず。故に其の言又た曰く、罪の疑わしきは惟れ軽くし、功の疑わしきは惟れ重くす、と。此れは則ち聖人の微意なり。然るに其の、之れを行うや、賞を好むと曰うと雖も、無功の士を賞する能わず。刑を惡むと曰うと雖も、敢て有罪の人を縱さず。而れば功罪の実、苟くも已に曉然として疑い無ければ、則ち之れを軽くし之れを重くせんと欲すと雖も、得可からず。是れ又た未だ嘗て虚ならず平ならざるあらずして、大本の立ち、達道の行わるること、固に自若なり。故に其の賞するや、必ず其の言を察し、其の功を審らかにして、而る後に加うるに車服の賜を以てす。

其の刑するや、必ず、象すに典刑を以てす、と曰うは、象を画いて民に示すに墨・劓・剕・宮・大辟の五等を以てす。肉刑の常法なり。其の、流もて五刑を宥す、と曰うは、之れを遠きに放つ。夫の、此の肉刑を犯して情、軽きの人を寛す所以なり。其の、鞭もて官刑を作し、扑もて教刑を作す、と曰うは、官府・学校の刑。夫の罪の小にして未だ五刑に麗かざる者を馭する所以なり。其の、金もて贖刑を作す、と曰うは、之れをして金を入れて其の罪を免れしむ。夫の、此の鞭扑の刑を犯して情の又た軽き者を贖う所以なり。此の五者は刑の法なり。

其の、普災なれば肆赦す、と曰うは、不幸にして罪に觸るる者は則ち肆して之れを赦すを言う。其の、怙終すれば賊刑す、と曰うは、恃む有りて改めざる者は則ち賊して之れを刑するを言う。此の二者は法外の意、猶お今の律令の名例のごときなり。其の、欽まん哉、欽まん哉、惟だ刑を之れ恤えん哉、と曰うは、此れ則ち聖人、刑を畏るるの心、夫の死する者の復た生く可からず、刑せらるる者の復た続く可からざるを闕れみ、惟だ之れを察するに審らかならざる有り、之れを施すに当たらざる有るを恐るるのみ。又た已に其の情を得と雖も、猶お必ず其の教えを知らずして抵冒して此に至るを矜れむなり。

ああ、此の數言を詳らかにすれば、則ち聖人、刑を制するの意、見る可くして、其の、軽重淺深出入取舎の際に於けるも亦た已に審らかなり。其の重き者、或いは誅斬断割に至りて少しも貸さずと雖も、然れども其の、此に至る所以を本ぬれば、則ち其の、人に施す所以の者も亦た必ず嘗て是くの如きの酷なる有り。是を以て聖人は、其の、酷を被る者の、冤を脚み痛みを負うに忍びずして、是れを為し以て之れに報ゆ。甚だ惨なるがごとしと雖も、其の実を語れば則ち適に其の宜しきを得ると為す。忍びざるの心、刑を畏るるの甚しきを以てすとも、赦すを得

ざるなり。

惟だ其の情の輕き者は、聖人、此に於いて乃ち以て其の忍びず、刑を畏るるの意を施すを得て、以て之れを宥す有り。然れども亦た必ず之れを遠方に投じ、以て魑魅を禦がしむ。蓋し此の等の犯すところは、人を殺傷するに非ざれば、則ち亦た或いは淫し或いは盜し、其の情、輕しと雖も、罪は實に重きを以て、若し既に刑を免れしめて、又た郷に還り復た平民と為らしむるを得れば、則ち彼の、其の害を被る者の寡妻孤子は、將た何の面目以て之れを見んや。而して此の幸いに免るるの人は、髮膚肢体、了に傷くるところ無く、又た將た以て其の前日の惡を遂ぐるを得て、悔いず。此れ必ず、流以て之れを宥すと曰いて、又た五流、宅有り、五宅は三居するの文有る所以なり。夫の鞭扑の刑の若きは、則ち刑の至小なると雖も、情の輕き者は、亦た必ず其の、金を入れて以て贖うを許して、輒く真刑を以て之れに加うるに忍びず。是れも亦た仁なり。

然うして流は専ら以て肉刑を宥して、下、鞭扑に及ばず。贖は専ら以て鞭扑を待ちて、上、肉刑に及ばざれば、則ち其の輕重の間、又た未だ嘗て詳を致さざるあらざるなり。過誤は必ず赦し、故犯は必ず誅するの法に至りては、則ち又た五者の内に

権衡し、欽まん哉、欽まん哉、惟だ刑を之れ恤うるの旨は、則ち常に七者の中に通貫す。此れ聖人、刑を制し辟を明らかにするの意、或いは人を殺すに至ると雖も、其の反覆表裏、至精至密の妙、一一皆、廣大虚明なる心の中より流出して、私智の爲すところに非ざる所以なり。

而して或者の論に乃ち謂う、上古は惟だ肉刑有るのみ。舜の流を爲し贖を爲し鞭を爲し扑を爲すは、乃ち民の斬戮に忍びずして始めて輕刑を爲す。と。則ち是れ堯より以上は、鞭扑の刑を犯す者と雖も、亦た必ず墨劓の坐に従わしめ、而して舜の心は乃ち殺傷淫盜の凶賊に忍びずして、反つて殺され傷つけられ侵犯するところと爲るの良民に忍ぶなり。聖人の心、其れ是くの如きの残忍偏倚にして其の正を失わざること、亦た已に明らかなり。

又た、周の穆王、五刑を皆、贖わしむるは、能く舜の旧に復すと爲すと謂うは、則ち固に、舜の贖は初めより上、五刑に及ばざるを察せず、又た、穆王の法も亦た必ず疑いありて後に贖うを察せざるなり。且つ漢宣の世を以てすら、張敞、羌を討つる役にて兵食の繼かざるを以て、穀を入れて罪を贖うの法を建爲するも、初めより亦た未だ嘗て夫の殺人及び盜の品に及ばざ

ざるなり。而るに蕭望之らは猶お以て、此くの如くなれば則ち富む者は生くるを得て、貧しき者は独り死す。恐らくは利路を開き、以て治化を傷らんと爲す。曾て、三代の隆にして是れを以て得ると爲すと謂わんや。

ああ、世衰え学絶え、士は道を聞かず。是を以て、粹美の資有りと雖も、一偏の弊を免れず。其れ聖人の公平正大の心に於いては識らざるところ有りて、徒らに、切切として其の偏見の私を飾り、以て美談と爲すを知るのみ。此くの若きもの多し。辨ずるに勝う可けんや。夫の穆王の事の若きは、子を以て之れを料るに、殆ど必ず其の巡遊、度無く、財置しく民勞るるに由り、其の末年、以て計を爲す無きに至り、乃ち特に此の一切權宜の術を爲し、以て自らを豊かにして、又た刑を軽くするの說に托して、以て道に違いて誉れを干むるのみ。夫子、之れを存す。蓋し以て戒めを示すのみ。而して程子策試に尚お發問す。其の意も亦た見る可し。

或者又た謂う、四凶の罪は少正卯よりも輕からず。舜、乃ち誅せずして之れを流す。以て刑を軽くするの驗と爲す。と。殊に知らず、共・兜は朋党にして、鯀は功、就らず、其の罪、本より死に至らざるを。三苗は命を拒む。誅す可きが若しと雖も、

蛮夷の国は聖人、本より荒忽不常を以て之れを待つ。負犯有り  
と雖も畔臣と為さず。則ち姑らく之れを遠方に竄す。亦た正に  
其の宜しきを得るのみ。故らに是れを為して以て之れを軽くす  
るに非ざるなり。少正卯の事の若きは、則ち予嘗に窃かに之  
れを疑う。蓋し論語の載せざるところ、子思・孟子の言わざる  
ところ。左氏春秋の内外伝の誤りにして且つ駁なるを以てすと  
雖も、猶お道わざるなり。乃ち独り荀況のみ之れを言う。是れ  
必ず齊魯の陋儒、聖人の失職を憤る。故に此の説を為し、以て  
其の權を夸るのみ。吾又た安くんぞ敢えて軽がるしく其の言を  
信じて、遽かに稽えて以て決を為さんや。聊か并せて之れを記  
し、以て來者を俟つ。

#### 第四節「象」について

岩村藩刊本の第九丁表第六行から第七行までを、短いけれど  
も第四節とする。この部分は、第一節・第二節・第三節とした  
抜書きに連続する、『書経大全』巻一からの抜書きである。そ  
して、『書経大全』のその部分の文章は、『朱子語類』巻七十八、  
尚書一、舜典の文章の写しである。

#### 【和訳】

質問する。舜典に「象以典刑。」とあるが、「象」とはどうい  
う意味か。答える。この文は法定刑について述べている。「象」  
は、「象魏に懸ける。」の「象」と同じ意味である。五刑を科さ  
れた有り様を画く、という意味に取る説もあるが、それでもよ  
い。

#### 【原文】

問。象以典刑。如何為象。曰。此言正法。象、如懸象魏之象。  
或謂画為五刑之状、亦可。(以上、第九丁表第六行から第七  
行。)

#### 【訓読】

問う、象以典刑とあり。如何なるを象と為す、と。曰く、此  
れ正法を言う。象は、象魏に懸くるの象の如し。或いは画いて  
五刑の状を為すと謂うも亦た可なり。と。

「象は、象魏に懸くるの象の如し。」と説明されている。『周  
礼』秋官、大司寇に「刑象の法を象魏に懸け、万民をして刑象

を觀しむ。」とある。「象魏」は王城の門である。「象魏」の「魏」は高いという意味。王国の法律を城門の高所に揭示する、すなわち象すので、王城の門を「象魏」と呼ぶのである。

### 第五節 「欽恤」について

岩村藩刊本の第九丁表第八行から第十丁表第七行までを第五節とする。この部分は、第一節・第二節・第三節・第四節とした抜書きに連続する、『書經大全』卷一からの抜書きである。

#### 【和訳】

ある人が「欽哉欽哉、惟刑之恤哉。」の文について質問した。それに答える。多くの人が「尚書」舜典のこの「恤」を「寛恤（ゆるめあわれむ）」の「恤」であると読解している。私の考えでは、そうではない。もし、この「恤」が「寛恤」の意味であるとする、殺された人が犯人に命を償わせることができなくなる。何の落ち度もなく殺されたというのに。おおむねこの文は、刑は民の命を左右するものであるから、慎重に行わないわけにはいかない、と説いている。「肉刑を受けた者は体を元通りにすることができない。」（『漢書』刑法志）と言うのと同じ

である。だから、この「恤」は「矜恤（つつしみうれう）」の「恤」なのである。

#### 【原文】

或問欽哉欽哉、惟刑之恤哉。曰、多有人解書做寛恤之恤。某之意、不然。若做寛恤、如被殺者、不令償命。死者何辜。大率是説刑者民之司命、不可不謹。如断者不可続。乃矜恤之恤耳。（以上、第九丁表第八行から第九丁裏第一行。）

#### 【訓読】

或ひと欽まん哉、欽まん哉、惟だ刑を之れ恤えん哉を問う。曰く、多く、人、書を解して寛恤の恤と做す有り。某の意は然らず。若し寛恤と做さば、殺さるる者、命を償わしめざるが如し。死する者、何の辜あらんや。大率、是れ、刑は民の司命なれば謹まざる可からざるを説く。断たる者は続ぐ可からざるが如し。乃ち矜恤の恤なるのみ。

右の段の文章は『書經大全』卷一からの抜書きであるが、『書經大全』のその部分の文章は、『朱子語類』卷七十八、尚

書一、舜典の文章の引き写しである。

### 【和訳】

今の裁判官（原文。法家。）は、禍福応報の説に惑わされて  
いる者が多く、そのせいで被告人の刑を減免することによつて  
福報を求めることが多い。そもそも、罪のない人に正しい判決  
を受けさせないで、罪がある者にかへつて刑を減免する判決を  
獲得させる。これは悪い行いである。何の福報があろうか。

『尚書』に「欽まん哉、欽まん哉、惟だ刑を之れ恤えん哉。」  
とある。ここにいわゆる「欽恤」とは、まさしく曲直を明らかに  
にして、罪がある者が幸運にも刑を免れることがないようにし  
て、罪のない人が不当な刑を科されないようにすることである。  
今の裁判官（原文。法官。）は、「欽恤」の意味を誤解して、被  
告人の罪をゆるして、その刑を減免するべきであると思つてい  
る。故に、どのような罪であれ、死刑に当たる罪を犯した者の  
ために、死刑を免れさせる方法を考へて、奏裁（皇帝の判断を  
仰ぐこと）に委ねることが多いのである。奏裁に委ねられたか  
らには、（皇帝陛下は寛大でいらつしやるから）おおむね刑が  
減等される。斬刑に当たる者は配軍（顔面に入れ墨をして軍隊

に配属する処分）とされ、配軍に当たる者は徒刑とされ、徒刑  
に当たる者は杖刑とされ、杖刑に当たる者は笞刑とされる。こ  
れこそは、法律をもてあそび、自分勝手な法律解釈をして（原  
文。侮法。「舞法」と同じ）、賄賂を受けることに他ならない。  
これのどが「欽恤」であるのか。現行の法律には「法律に依  
拠して判断することができないときは奏裁に委ねる。」と定め  
られている。ところが現状では、裁判官が明らかに被告人の罪  
が死刑に当たると知っているにもかかわらず、その被告人を生  
かすことができる方法を考へて、本来死刑に処すべき者を生  
かすことをしているのである。ただ孝宗皇帝だけはその手に乗  
らなかつた。奏裁を仰がれても、情状が重い者は皆、死刑に処  
した。

### 【原文】

今之法家、多惑於報応禍福之説。故多出人罪、以求福報。夫  
使無罪者不得直、而有罪者反得積。是乃所以為惡耳。何福報之  
有。書曰、欽哉欽哉、惟刑之恤哉。所謂欽恤云者、正以詳審曲  
直、令有罪者不得幸免、而無罪者不得濫刑也。今之法官、惑於  
欽恤之説、以為當寬人之罪而出其法。故凡罪之當殺者、莫不多

為可出之塗、以俟奏裁。既云奏裁、則大率減等、当斬者配、当配者徒、当徒者杖、当杖者笞。是乃壳弄条貫、侮法而受賅者耳。何欽恤之有。今之律令謂、法不能決者、則俟奏裁。今乃〔乃〕を『書經大全』卷一は「独」に作る。『朱子語類』卷一一〇は「乃」に作る。明知其罪之当死、亦莫不為可生之塗以生之。惟寿皇不然。其情理重者、皆殺之。(以上、第九丁裏第二行から第十丁表第三行。)

【訓読】

今の法家、多く報応禍福の説に惑う。故に多く人の罪を出だし、以て福報を求む。夫れ罪無き者に直を得ざらしめて、罪有る者に反つて釈かるるを得しむ。是れ乃ち悪と為す所以なるのみ。何の福報これ有らんや。書に曰う、欽まん哉、欽まん哉、惟だ刑を之れ恤えん哉、と。いわゆる欽恤という者は、正に以て曲直を詳審し、罪有る者に幸いに免るるを得ざらしめて、罪無き者に濫刑を得ざらしむるなり。今の法官、欽恤の説に惑い、以て当に人の罪を寛くして其の法を出だすべしと為す。故に凡そ罪の当に殺すべき者は、多く出だす可きの塗を為し、以て奏裁を俟たざる莫し。既に奏裁と云う。則ち大率、等を減じ、斬

に当たる者は配し、配に当たる者は徒し、徒に当たる者は杖し、杖に当たる者は笞す。是れ乃ち条貫を壳弄し、法を侮して賅を受くる者なるのみ。何ぞ欽恤これ有らん。今の律令、法の決する能わざる者は則ち奏裁を俟つ、と謂う。今乃ち明らかに其の罪の死に当たるを知るも、亦た生かす可きの塗を為し、以て之れを生かさざる莫し。惟だ寿皇のみは然らず。其の情理、重き者は皆、之れを殺す。

右の段の文章は『書經大全』卷一からの抜書きであるが、『書經大全』のその部分の文章は、『朱子語類』卷一一〇、朱子、論刑の文章の写しである。ただし多少、字句の異同がある。「今の律令、法の決する能わざる者は則ち奏裁を俟つ、と謂う。」とある。宋朝では、裁判官が被告人の罪は死刑に当たると考えながらも、法律から見えて疑いがあるときは(刑名疑慮)、奏裁を仰ぐ定めになっていた(川村康「宋代死刑奏裁考」『東洋文化研究所紀要』第百二十四冊掲載、平成六年)。「惟だ寿皇のみは然らず。其の情理、重き者は皆、之れを殺す。」とある。「寿皇」は、南宋の孝宗(在位一一六二―一一八九)を指す。孝宗が退位した時に上られた尊号である。『宋史』



卷三十五、孝宗本紀、淳熙十六年（一一八九）二月癸に、「壬戌、詔を下して位を皇太子に伝う。（中略）辛未、尊号を上りて至尊壽皇聖帝と曰う。」と記されている。『朱子語類』卷一〇七、朱子、孝宗朝に抛れば、江西提点刑獄に任じられた朱子が孝宗に面会して口頭で、惡逆（名例律の「十惡」の一つ）の罪を犯した者が近ごろ奏裁で死刑を免れることが多い、という意見を申し上げたところ、孝宗が、そのような人間の命をひたすら助けるのは教化を傷うことであろう、と答えた（原文。口奏第一劄意見、犯惡逆者、近來多奏裁減死。上曰、似如此人、只貸命、有傷風教。）、という。朱子が江西提点刑獄に任じられたのは淳熙十五年（一一八八）である（『宋史』卷三十五）。

#### 【和訳】

陳雅言は次のように述べている。「裁判を行うに当たって「欽」即ち慎重であるのでなければ、怠慢な審理に流れてしまふであろう。「恤」即ちあわれみの心を持つのでなければ、残酷な判決に走ってしまうであろう。欽まないことと恤れまないこととの二者が、刑罰が公平さを得られない原因である。故に裁判を行うに当たっては、必ず欽みの心を主として、恤れみの

心を加える。これが『書經集伝』に「欽恤の心が裁判の過程で始めから働いている。」と述べられている意味である。」

#### 【原文】

陳氏雅言曰、不欽、則或失之於怠慢、不恤、則或失之於（もと）と「於」字なし。『書經大全』卷一に従つて補つた。惨刻。二者、刑之所由不得其平也。故必主之以欽、而加之以恤。此伝所謂欽恤之心、未始不行乎其間者也。（以上、第十丁表第四行から第七行。）

#### 【訓読】

陳氏雅言曰く、欽まざれば則ち或いは之れを怠慢に失し、恤れまざれば則ち或いは之れを惨刻に失す。二者は刑の由りて其の平を得ざるところなり。故に必ず之れを主とするに欽を以てし、之れに加うるに恤を以てす。此れ伝にいわゆる欽恤の心、未だ始めより其の間に行われざるあらず、という者なり。と。

陳雅言（一一三八―一三八五）は江西省広信府永豊県の人。『猷徵録』卷八十七所収、胡広撰「陳雅言先生墓志銘」に、

「先生、姓は陳氏、字は雅言。字を以て行わる。」とある。名は不明である。明初、永豊県学の教官に任じられた。『明文衡』卷九十三所収、鄒緝撰「陳雅言先生墓表」に、「著わすところ、(中略)『書経卓躍』有り。今、世に行わる。」と記されている。右の「陳氏雅言曰」に続く文章は、この『書経卓躍』の文章である。『書経卓躍』は、『四庫全書総目』卷十三、経部、書類存目に掲げられている「書義卓躍六卷」に当たるのであるが、『四庫全書存目叢書』には収められていない。その他の各種の叢書にも収められておらず、未見である。

「欽」を慎重であるという意味に受け取り、「恤」をあわれむという意味に受け取る陳雅言の説は、「欽」も「恤」も慎重であるという意味に受け取る朱子の説とは異なっている。

岩村藩刊『祥刑要覧』の本文のはじまりからここまでが『書経大全』卷一からの連続する抜書きである。